

参考 1 : 資源管理基本方針 別紙 2-4 (さんま) の改正 (案) の関連箇所
(※) 3月22日から4月20日までパブコメ手続を実施したもの

第 3 資源管理の目標

北太平洋漁業委員会 (以下この別紙において「N P F C」という。) での合意等に
従い、資源の保全を確保できる資源水準の値とする。

第 4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

N P F Cにおいて決定された漁獲可能量の算定方式を漁獲シナリオとする。

2 漁獲可能量の算定方法

N P F Cにおいて決定された保存管理措置を考慮して漁獲可能量を定める。

参考 2 : 日ロ両国の 200 海里水域内の我が国漁船のシェアの算定根拠

N P F C統計における 200 海里水域内の漁獲実績

船籍	日本	韓国	ロシア	台湾	計
2017	68,077	2,882	2,633	0	73,592
2018	81,672	2,943	2,325	0	86,940
2019	21,804	0	719	0	22,523
計	171,553	5,825	5,678	0	183,056

(A)

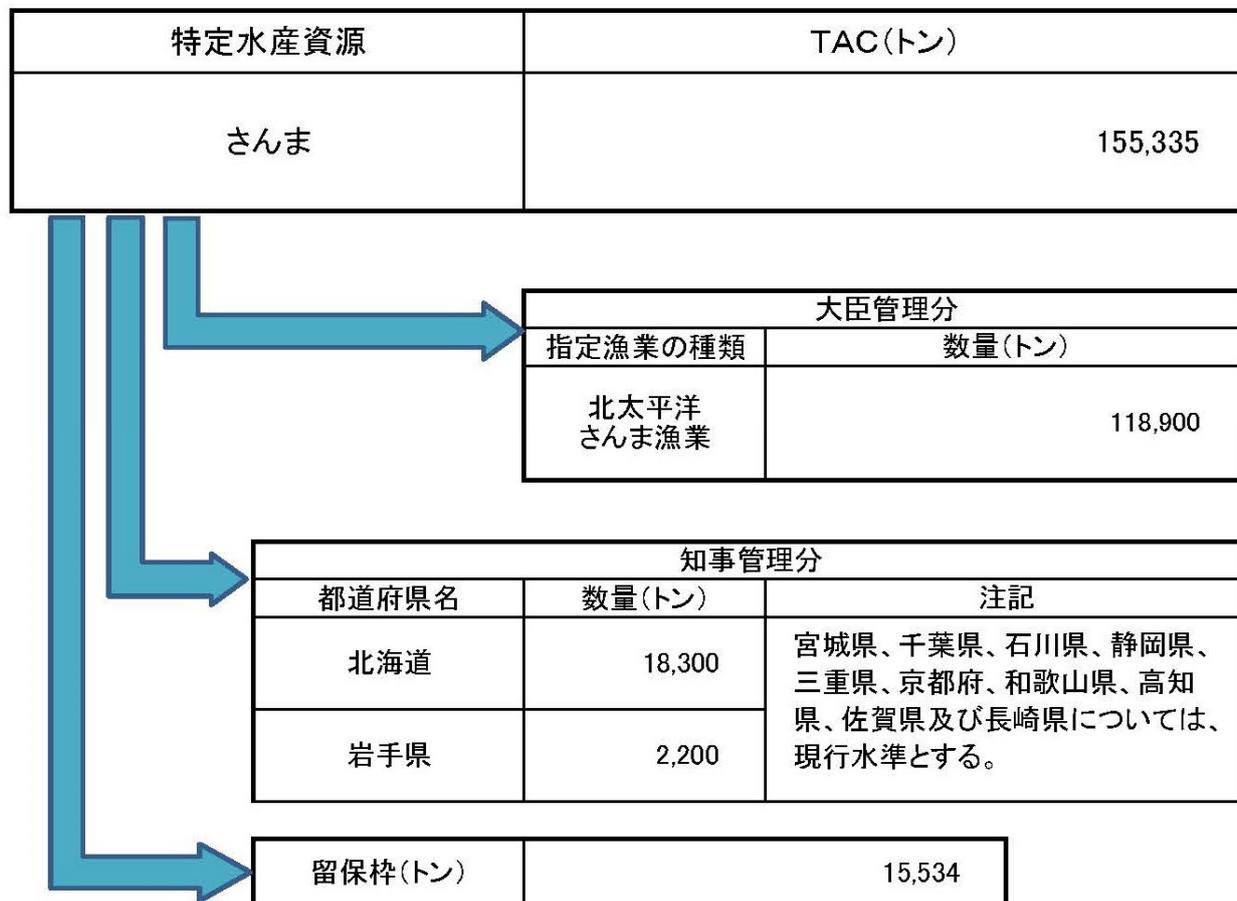
(B)

$$\frac{(A)}{(B)} = 93.7\%$$

2 配分

資源管理基本方針別紙2-4「さんま」に従い、漁獲実績等に基づき以下のとおり配分する。

令和3管理年度さんま漁獲可能量(TAC)の改定及び配分について



参考3：資源管理基本方針 別紙2-4「さんま」より抜粋（今回の改正対象外）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、平成29年（2017年）から令和元年（2019年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

- (1) 平成29年（2017年）から令和元年（2019年）までの漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (2) (1)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

参考4：さんまTACの推移（直近5漁期）

単位：トン

R3年(改定案)	R3年(当初)	R2年	H31/R1年	H30年	H29年
155,335	264,000	264,000	264,000	264,000	264,000